

第1部 序論

第1章 総合計画の策定に当たって

第2章 第1次総合計画の総括及び課題の整理

第1部 【序論】

第1章 総合計画の策定に当たって

(1) 計画策定の背景及び意義

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の将来像を描き、その実現に向けて総合的で計画的なまちづくりのための指針を示すものです。

郡上市では平成16年3月の合併以降、平成18年度を初年度として将来像やまちづくりの長期展望を示す、第1次郡上市総合計画を策定し、「みんなでつくる郡上～人と自然が調和した 交流文化のまち～」を基本理念として、まちづくりを推進してきました。

平成23年5月に地方自治法が改正され、「自らの暮らす地域のあり方について地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うようにする改革が求められる」という考えのもと、市町村の基本構想の策定義務が廃止され、計画の策定及び議会で議決させるかどうかについては各自治体の判断に委ねられることになりました。

自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子化・超高齢化の進行、地域経済の低迷、風水害や地震など自然災害への不安、コミュニティの維持・存続など、大きな変化の真ただ中であって、本市も多くの課題に直面しています。

このため、市民と行政等が力を合わせてこうした課題の解決に取り組むために、長期的な展望とみんなで共有できる将来像を示し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくことと、市民の代表である市議会の承認をいただくことが重要であると考え、郡上市住民自治基本条例第21条に「市長は、総合的で計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画を策定するものとします。」と規定し、引き続き策定することとしました。

(2) 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画によって構成します。

【基本構想】

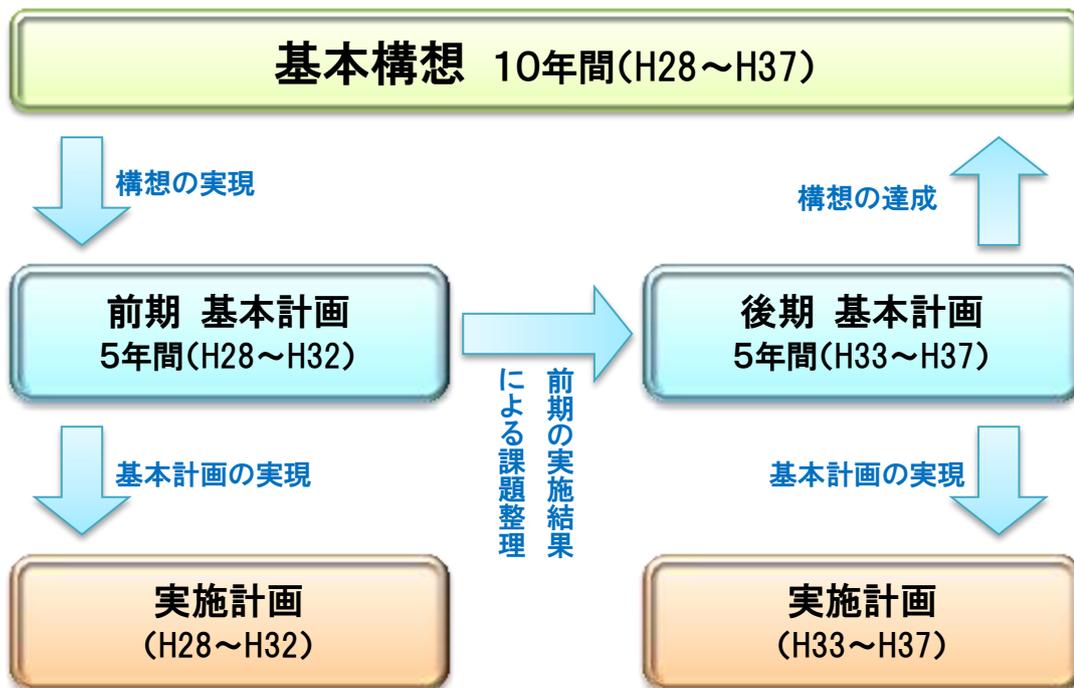
市の将来像を明らかにするとともに、その達成のためのまちづくりの理念や方針、政策の大綱について示したものです。基本構想の期間は、平成28(2016)年度～平成37(2025)年度の10年とします。

【基本計画】

基本構想で定めた市の将来像を達成するための具体的な施策として体系を示すものです。基本計画は5年ごとに改定することとし、前期基本計画は平成28(2016)年度～平成32(2020)年度、後期基本計画は平成33(2021)年度～平成37(2025)年度を計画期間とします。

【実施計画】

基本計画で定めた施策の具体的な展開を図るため、毎年の行財政運営を踏まえ、事業の実施計画を示します。実施計画は、基本計画と同じく5年間とし、毎年度ローリング方式で見直しを行います。



28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
基本構想(平成 28~37 年度)									
前期基本計画(平成 28~32 年度)					後期基本計画(平成 33~37 年度)				
前期実施計画(平成 28~32 年度)					後期実施計画(平成 33~37 年度)				
※毎年度ローリング					※毎年度ローリング				

第2章 第1次総合計画の総括及び課題の整理

(1)産業・雇用

1)農業・水産業振興

平成 21 年に 10 年後の農業・農村の将来像を明確にするため「郡上市農業振興ビジョン」を策定しました。このビジョンに基づき、豊かで美しい水や冷涼な気候を活かし、麦、大豆、そばなどを振興作物として位置付けるとともに、ひるがの高原だいこんや夏秋トマトなどの地域特性を活かした農産物の生産支援に努めてきました。

また、グリーンツーリズムの推進と、「郡上旬彩館・やまとの朝市」の開設など青空市場や直売所の充実を行い、農家が安心・安全で質の高い農産物を生産し、その農産物を消費者が購入していただくことで、農業の維持、発展と農産物の地産地消を推進しました。

最近では夏いちごや春まちにんじんなど新たな作物も栽培されており、豊かな自然を活かした農産物生産が行われています。

今後は、農家人口の減少や高齢化の進展などによる担い手不足が大きな課題になると考えられ、新規就農者や集落営農組織等、担い手の確保と育成を図る必要があります。

国においては平成 22 年 3 月に新たな食料・農業・農村基本計画を定め、食料自給率の向上や食の安全、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指し、経営所得安定対策や 6 次化産業の推進などを打ち出しました。また、関係国間で交渉が行われていた環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が大筋合意となり、農地集積の加速化、生産調整の廃止、日本型直接支払制度の創設など、日本の農政は大きな転換期を迎えています。今後の動向等を注視しながら、関係機関と連携し的確に対応する必要があります。

このほか、有害鳥獣による農作物等への被害も多く、平成 21 年度に郡上市鳥獣被害防止計画を策定し、郡上市鳥獣被害防止対策協議会や郡上市鳥獣被害防止対策実施隊等関係団体と連携して有害鳥獣の捕獲やモンキードッグ育成、防護柵の設置支援など被害軽減に取り組みました。鳥獣被害は農業者の耕作意欲の減退につながることから、今後も官民一体となった取り組みの強化が求められています。

また、市内には長良川・和良川・石徹白川をはじめとする多くの河川が流れており、鮎やアマゴなどの河川資源にも恵まれ、昔から人々の生活と密接に結びついています。特に、鮎は全国清流めぐり利き鮎会でグランプリを複数回受賞し、特許庁の地域団体商標にも「郡上鮎」「和良鮎」が登録されるなど全国的な知名度を誇っています。

しかしながら、河川環境の変化や釣り人口の減少などの課題があり、良質な河川資源を保つための取り組みが必要です。

2)林業振興

平成 21 年度に「郡上市の森林・林業」と「山と市民との関わり」の 100 年先を見据え、未来につなぐ豊かで美しい山づくりを目指す「郡上山づくり構想」を策定しました。この指針に基づき、郡上の豊富な森林資源を活かし、多面的機能を有する

森林の維持及び再生を図りながら、積極的な間伐や作業の効率化のための林道及び作業路の整備を行うとともに、木材の利用を推進するために市産材住宅建設等支援奨励金制度の創設や公共施設における木造化・木質化などに取り組みました。

このほか、日本最大の製材企業である中国木材㈱が主体となった長良川木材事業協同組合が設立され、平成27年度から大型製材工場の操業が開始されました。今後、郡上の林業の活性化や森林資源を活かす起爆剤となることが期待されています。

「郡上山づくり構想」を基に各施策を実施してきましたが、森林所有者の山離れ、林業従事者の減少等により、森林整備の進まない山が依然としてあります。森林技術者の確保・育成等により、森林の適正保全・管理と、路網整備を進めることにより、木材生産体制を整備する必要があります。それにより、郡上市産材の利用を促進するとともに、モデルとして導入した木質バイオマスボイラーの検証を重ね、森林資源の循環利用のための木質バイオマスの利用を推進するなど、林業のみならず商業、工業など市全体へ波及効果を生み出すことが課題となっています。

3) 観光振興

郡上市は、良好な自然環境や歴史・文化など多くの観光資源に恵まれた県下でも有数な観光地ですが、観光資源が点在しており、連携が取れていない点が課題となっています。そのため、この観光資源を最大限活かし、広域連携による郡上市全体の観光地づくりを進めるため、郡上市観光連盟が主体となり、着地型観光の推進や海外誘客に努めてきました。特に、平成18年から国のビジットジャパンキャンペーンに呼応して外国人誘客事業を開始し、他自治体と連携して「昇龍道プロジェクト」などを推進し、現在、台湾を中心としてASEAN諸国などから多くの外国人観光客が来訪されています。年々増加傾向にある外国人の誘客を進める上で課題となるのは、観光客の受入体制及びおもてなしであり、Wi-Fi整備や郡上ならではの受入体制を整備する必要があります。

国内においても各地での物産展やキャンペーンへの出展・参加を推進し観光PRに努め、観光地としての郡上のブランディングを進めていますが、首都圏などでの認知度がまだ低いことから今後も引き続き観光PRに努めるとともに、滞在時間を延ばし、一番の課題である郡上での宿泊へとつなげる取り組みや、北陸新幹線の延伸やリニア中央新幹線の開業、東海北陸自動車道白鳥IC～飛騨清見IC間の四車線化や中部縦貫自動車道、東海環状自動車道の開通による将来の観光動態を見据えた新たな戦略が必要となります。

4) 商工振興

郡上市商工会等と連携して商工業振興に努め、これまで、市小口融資制度並びにチャレンジ支援資金融資制度、信用保証料補給制度による支援、経営支援相談窓口の開設、地域産業人材育成事業、ビジネスマッチングの開催などを実施しました。

高齢化や人口減少などにより、市内の事業所での従業員の確保が困難になっています。これまで、雇用対策協議会が市内高校生を対象に市内企業への就職促進事業を行っていますが、高校卒業者の8割が市外に進学する現状を踏まえ、大学や専門学校等に対しても市内企業への就職促進を図る必要があります。

雇用の場を確保するための企業誘致や起業支援を積極的に推進し、平成25、26年度で2件の企業誘致を実現させたほか、既存企業についても、設備等の新增設などに奨励金を交付しました。

このほか郡上市は、平成26年6月にボーイング787の生産拡大やMRJの開発進展など、航空宇宙産業の生産体制を図る企業を支援するための国際戦略総合特別区域「アジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受けました。こうした中部圏域の産業を支えている「モノづくり」を発展させ、地域経済の発展や雇用の場の確保に向けて、事業拡大への支援や企業誘致を推進することが課題です。

郡上鮎や和良鮎が全国的なコンテストでグランプリを獲得し、奥美濃カレーやめいほう鶏ちゃんがB1グランプリに出場するなど、全国的に郡上の「食」が注目される中、優良な食材供給地である優位性を活かし、東海北陸自動車道を軸とした広域的な「食」の取り組みを推進するため、食の王国郡上づくりプロジェクトを立ち上げ「食の祭典」を実施しました。また、岐阜県やイオンリテール㈱と連携し大型ショッピングモールでの郡上の食品の販路拡大を目指してまるごと郡上フェアを開催しました。今後も引き続き、販路拡大や新商品の開発に取り組むとともに、郡上市を訪れる年間約600万人の観光客を対象とした新たなビジネスモデルの構築に取り組む必要があります。

本市の産業振興について、事業者、市民、市、議会等の役割を明らかにして、産業振興の基本となる事項を定め、みんなで本市経済の活性化に寄与することを目的として、「みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例」が、平成27年3月に制定されました。今後、郡上の元気・やる気推進会議により、条例の目的達成のための取り組みや、市の産業振興を推進するために必要な事項について、どこまで具体的に挙げるのか、その実施・実現方法などが課題となります。

高速情報通信網の普及及びライフスタイルの多様化により、ICT関連企業のサテライトオフィスやテレワークについて、郡上市でも可能性がみられるようになりました。日々目覚ましく発展するICTを有効に活用した新たなワークスタイルについて、市民、関係団体と協力、連携、支援関係を構築するとともに、情報通信のインフラ整備を行うことが必要です。

(2)環境・防災・社会基盤

1)環境保全

平成18年度に稼働した郡上クリーンセンターに市内4つの廃棄物処理施設の機能を統合して効率化を図るとともに、ごみ処理料金の改定やごみの分別収集の徹底等により、ごみの減量化やリサイクル率の向上に努めました。また、ダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化の推進などに取り組みました。このほか、環境フェアの開催、環境団を中心とした地域美化活動の実施、不法投棄パトロールなどに取り組みました。今後も引き続き、市民、事業者、行政が連携してごみ減量化や自然環境の保全に努めていく必要があります。

太陽光発電や小水力発電など再生可能エネルギーの普及に向け、助成制度の創設や調査研究を行い、石徹白1号用水路で小水力発電を開始し、他2地区の整備を行っています。また、間伐材等の未利用材を搬出・利用することで森林資源の循環利用や二酸化炭素削減による地球温暖化防止につなげるため、薪ストーブ購入助成事業を実施しました。今後、公共施設等への木質バイオマス燃料利用を推進するなど、需要と供給の両方をバランスよく高めていくことが課題です。

2)防災・防犯

平成16年10月の台風23号や平成18年豪雪、また最近では平成26年8月の豪雨による災害を教訓として、常備消防や消防団並びに自主防災組織の強化に取り組みました。今後も、人口減少が進む中での消防団員の確保など消防力の強化とともに、自主防災組織の組織力や機動力を高め、災害発生時の初動態勢を整えるなど、地域防災力を強化する必要があります。

平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、原子力災害対応の追加など市防災計画を大きく見直すとともに、自主防災活動が重視される中、地域の活動をけん引するリーダーの育成や資機材の整備に対する助成、小中学校施設の耐震化、最新の被害想定を基準としたハザードマップや備蓄品の整備を実施しました。また、福井県大野市、兵庫県篠山市、三重県志摩市及び東京都港区と協定を結び、災害時における相互応援体制の強化を図りました。今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に対応するため、避難所に指定している地区集会所の耐震補強事業や木造住宅の耐震診断及び耐震補強への支援を引き続き実施する必要があります。

市民の安全・安心な暮らしに向けて、防災行政無線及び消防無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備するとともに、防災や防犯、交通情報などのメール配信サービスやエリアメール及び緊急速報メールを導入し、非常時における通信環境の改善や市民への情報伝達手段の強化を図りました。今後も、緊急時における情報伝達の迅速性、確実性を高めるため、情報伝達手段の拡充や市民のメール配信サービス登録などを進める必要があります。

全国的にも増加傾向にある消費者トラブルを防止するために消費生活相談員を配置しました。今後、積極的な啓発活動等により被害を防止する必要があります。

3)社会基盤

東海北陸自動車道の全線開通や白鳥ICまでの四車線化延伸、ひるがの高原スマートICの開設など高速交通の整備により市外とのアクセスが飛躍的に向上しました。四車線化未整備区間である白鳥ICから飛騨清見IC間については平成25年度に事業着手し平成30年度に完成する予定です。また、郡上市と下呂市、中津川市を結ぶ濃飛横断自動車道については平成24年7月に下呂市内の一部区間が供用開始され、郡上市和良町～下呂市金山町間においても平成28年3月に供用開始となりました。このほか、整備が進む中部縦貫自動車道や東海環状自動車道（西回りルート）についても現在整備中の北陸新幹線やリニア中央新幹線などとのアクセスとなることから、今後はこの広域ネットワークの基盤を活かして交流人口の拡大や産業の振興につなげていく取り組みが重要です。

このほか、一般国道256号タラガトンネルや市道小那比・下川線羽佐古トンネル、国道156号西洞（2期）バイパス、ふるさと林道和良・明宝線の開通、市内幹線道路や公園、水道施設、下水道等施設の整備などにより生活基盤の充実を図りました。また、まちづくり交付金事業等を活用した市街地（八幡・大和・白鳥）環境の整備や住宅リフォーム促進事業、良好な景観を維持するための景観条例の制定及び景観計画策定などを実施し、住環境の向上に努めました。今後、大量の社会基盤の更新時期を迎える一方、厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、安全で快適な生活環境を確保するため、道路等の基盤整備に当たり、更新、長寿命化などを計画的に行う必要があります。

公共交通については、平成23年に策定した地域公共交通総合連携計画に基づき市内の交通体系を見直し、効率的な自主運行バスの運行を推進しました。平成24年9月末に岐阜乗合自動車株式会社が市内の一般路線から撤退したことに伴い、市では引き続き市民の足を確保するため、後継事業者の調整を図るとともに、新たな交通拠点として長良川鉄道郡上八幡駅を位置付け、ロータリー整備やルート変更、接続ダイヤの改正など、円滑な運行に努めました。今後は、乗客増に向けた新たな取り組みや効果的な運行による運行経費節減を図る必要があります。

平成27年に第2次情報化計画を策定し、市内の情報化を推進するとともに、郡上ケーブルテレビのデータ放送設備の更新を行い、データ放送サービスの充実を図っています。なお、郡上ケーブルテレビについては、平成25年から指定管理者制度を導入し、株式会社郡上ネットに管理・運営を委託しました。民間のノウハウを活用し、市民に親しまれるケーブルテレビとして、自主放送番組の充実を図っています。今後は、情報基盤の充実を図るため、光化について検討を進めていく必要があります。また、ICTを活用した新たな産業・雇用を推進していく必要があります。

(3)健康・福祉

1)健康・医療

郡上市民病院並びに国保良診療所・介護老人保健施設の建設や高度医療が必要な患者の搬送の迅速化を図るため、市民病院に隣接する郡上八幡中央公園にヘリポートを設置するとともに、県北西部地域医療センター国保白鳥病院を基幹病院とし、複数の医師で複数の診療所を支える新たなへき地医療体制を構築しました。また、医療・保健・福祉が相互に連携・協力し、市民との協働による地域医療を守るための指針となる地域医療を守り育てる郡上市ビジョンに基づき、地域医療の確保と充実に努めました。今後、地域医療体制の維持・充実のため医師の確保や医療機関の連携強化が必要です。

平成20年度から特定健康診査・保健指導が義務化され、市は郡上市国民健康保険の保険者として40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者に対して実施しています。今後も病気等の早期予防の観点から各種健診の受診率向上が課題となっています。

妊娠から出産、乳幼児期の母子の健康を支援するために不妊治療費の助成、妊婦健診費用助成、出産後の健診費用の助成・予防接種の拡充を行ってきました。

また、ソフト面では岐阜大学との共同研究にて妊産婦とパートナーを対象とした禁煙サポートプログラムの開始など事業内容の充実をさせました。今後も次世代を担う子どもたちが健やかに成長するために、各関係機関と連携して事業を推進する必要があります。

2)福祉

子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人も、全ての人が住み慣れた郡上市で、安心して生き生きと暮らし続けられるまちづくりを目指して、健康福祉推進計画（地域福祉計画、障害福祉計画）や、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援対策行動計画を策定し、計画に基づき様々な事業を推進しました。

出産から育児、そして就学へと続く子育て世代への支援を図るため、乳幼児から中学生の通院及び入院の医療費を窓口無料化する福祉医療費助成に加え、平成25年

度からは高校生等の医療費の自己負担相当分を郡上市共通商品券で給付する制度に拡充、第三子以降の子どもの誕生を祝う子育て支援金の創設から、小学校就学までの6年間、毎年10万円の郡上市共通商品券を給付するがんばれ子育て応援事業への拡充など、市独自の経済的な支援を進めてきました。また、郡上市市民病院での病児・病後児保育の開設、市内7カ所での放課後児童クラブの開設など働きながら子育てができる環境の充実に努めてきました。

しかしながら、平成26年に実施した就学前児童の保護者を対象とした「子育て支援に関するアンケート調査」結果では、子育てに不安や負担を感じる・なんとなく不安や負担を感じると答えた人の割合が46.1%（平成21年度51.1%）と高い数値となりました。子どもや子育てをめぐる環境は、核家族の進展、一人親家庭の増加、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の変化により、保護者のニーズは多様化する傾向にあります。

郡上市は、日本一住みたいまち、子育てしやすいまちの実現を目指す「郡上っ子宣言」を発表しました。誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て世帯への経済的支援、女性が働きながら安心して妊娠・出産・子育てができるような環境の整備、一人親家庭や配慮が必要な子育て家庭への支援など子どもとその家族に応じた支援の充実に努めるため、家庭、保育園、幼稚園、認定こども園、企業、行政が一体となり、地域全体で子どもや子育てを見守り、寄り添い、支え合う取り組みが求められています。

高齢者の生きがいと健康づくりのためシニアクラブ活動やシルバー人材センターの運営に対する支援を行い、介護予防の推進のため「うんどう教室」を市内各所で開催しました。また、高齢者の日常生活を支えるため配食助成、外出支援サービス、緊急通報システムの設置等を推進し、在宅介護者への支援として介護用品や介護慰労金の支給等を行いました。このほか、介護サービスの充実に努めるため、介護職員初任者研修後の受講修了者に対する助成や社会福祉法人が実施する施設整備に対する補助金の交付を行いました。

今後も高齢化の進展が予想される中、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスを有効に提供しつつ、高齢者自らが経験や知識を活かして高齢者を支える活動に参加する機会を増やすなど、できる限り多くの方が「支えられる側」でなく「支える側」として活躍できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

一人ひとりがつながりを大切に、支え合い、連携して自殺のない地域づくりを目指すため、こころの健康を考える市民講座の開催や、特定健診を利用して、うつ病ハイリスク者の早期発見に努めました。また、いのち支え合い虐待防止推進協議会を設立し、関係機関の更なる連携強化を図りました。また、生活困窮者のための「生活相談員」、自殺予防対策推進のための「心の相談員」、子育て支援のための「子育て相談員」、児童虐待等の相談に応じる「児童家庭相談員」等の専門の相談員を配置しました。悩みや不安をもった人にとって相談窓口の選択肢が増えたことに伴い、相談件数も年々増加傾向にあります。今後は、こころの健康及び自殺予防に取り組む団体等と連携して市民への意識啓発に努めるとともに、各種相談における内容の高度化・複雑化に対し適切に対応できる体制づくりが必要です。

(4)教育・文化・人づくり

1)学校教育

児童生徒数の動向、地元からの要望、意見などにより相生第二小学校と相生小学校の統合を行うとともに、西和良中学校と和良中学校を統合して新たに郡上東中学校を設置しました。また、通学区域についても八幡町小那比地区の学校区を美並町の三城小学校、郡南中学校に変更しました。耐震指標が低い学校施設については耐震補強工事を計画的に進め、平成27年度までに全ての学校施設で耐震性能をもちたせることができました。特に郡上東中学校や白鳥中学校、大和中学校、小川小学校では、地元産の木材をふんだんに使用した「木造校舎」として、耐震面だけでなく、心身ともに健やかな子どもたちを育成する環境面でも良好な施設として整備することができました。少子化が進む中、今後は、郡上市の各地域の実情に応じて、地域コミュニティとともにある学校づくり、活力ある学校づくりについて、また老朽化した校舎等教育関連施設の改修について検討・整備を進めます。

従来から実施していました青少年育英奨学資金貸付制度に加え、平成25年度より就学支援の一環として教育ローン利子補給制度をスタートさせました。申請者は年々増加傾向にあり、今後も継続的な事業実施が必要と思われます。

教育振興の面では、全ての児童生徒にとって生きる力となる「確かな学力」を身に付けさせるための一環として、「郡上市版算数スタンダード」を作成し、基礎的・基本的な知識や技能の習得と定着に努めました。また、児童生徒・教職員が、生命と人権の尊重の考え方と行動力を身に付け、実践するための「命のカリキュラム」を作成し、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間などで、人権尊重についての横断的な学習を実施しました。

今後も、学力の向上のため、各教科スタンダードの作成や、幼保・小学校・中学校・高校が連携した教育、小学校相互・小中学校間の合同学習・交流学习・共同研究などを推進するとともに、いじめ・不登校対応にも取り組み、助け合い、励まし合える人間関係づくりの学習や活動の向上に努めることが重要です。

2)社会教育

生涯学習について、旧町村単位で行われてきた各種講座や教室を市民の方々がどの地域の講座にも参加できるようにし、広く紹介する情報誌「まなびネット郡上」を発行しました。また、未来を築くための実学として、郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え行動する「郡上学」の推進に取り組み、各種の「郡上学講座」を実施しました。このほか、地域の歴史、文化、産業などを題材として郷土の魅力を学べるようにした「郡上かるた」を制作し市内小中学生世帯や学校などに配布するとともに、普及啓発のため「郡上かるた副読本」の発行や「郡上かるた大会」を実施しました。今後も様々な生涯学習の機会を提供することが必要です。

公民館について、活発な事業展開を推進するため、平成21年度から新たな公民館体制として、市内7地域ごとに「地域公民館」、また、小学校区を単位として26館の「地区公民館」を設置しました。今後はその体制の定着とともに、学校、自治会組織等と連携を密にしなが、地域コミュニティづくりを進めます。

読書活動では、学校図書館との連携を図るための図書館の体制づくりとともに、分室を含めた図書館の整備やイベント等の開催など、本に触れる機会の提供を行ってきました。現在は、平成22年度に策定した「郡上市子ども読書活動推進計画」の第2次計画期間に入り、家庭や学校等と連携しながら、子どもたちの読書環境の充実を目指して取り組みを進めています。

歴史的な町並みを保全するため取り組みを進めてきた郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区が平成24年12月28日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。現在、町並みの維持や景観の向上、防災面の強化のため、修理・修景に対する助成を行っています。今後は防災計画に基づく整備や無電柱化などの取り組みも必要です。

郡上市内には白山信仰に関わる美術工芸品、石徹白のスギをはじめとする貴重な天然記念物、郡上の歴史文化を伝える史料や史跡、民俗芸能など、多種多様な文化財があります。これまでも有形文化財の修理、記念物の保護対策など行ってきましたが、今後も次世代に守り伝えていくため、適切な保存修復や調査研究などを行う必要があります。

3)スポーツ振興

市相撲場や古今伝授の里運動公園の建設など体育施設の充実を図るとともに、スノーボードワールドカップや第67回国民体育大会・ぎふ清流国体相撲競技会を開催し国内外に情報発信を行いました。なお、開催に当たっては多くの市民の参加によるボランティア活動が行われ、大会運営やおもてなしの心で花飾りや美化活動などを行っていただきました。今後は郡上市の少子高齢化を見据える中で、市民の健康や生きがいづくりのための生涯スポーツの普及推進やスポーツによる地域づくりの推進、またスポーツに関わる様々な世代の人々に対する活動支援を行うことで、その活動の充実を図る必要があります。

(5)自治・まちづくり

1)人口動態

総人口は、近年減少が続いており、国勢調査によると直近の平成22年は44,491人であり、平成17年と比べて3,004人、平成12年と比べて4,886人減少しています。

人口の年齢構成では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少を続ける一方、老年人口（65歳以上）は増加しています。このため、高齢化率をみると、平成22年で32.2%と平成17年の30.0%、平成12年の27.2%から上昇しています。

今後、高齢者の増加と少子化による担い手世代の減少が一層進むことで、地域活動や介護の担い手不足などが懸念されています。

2)市民協働・市民自治

市民と行政との協働のまちづくりを推進するため市民協働指針を策定し、協働まちづくり活動支援事業の実施、市民協働フェアの開催、市民団体等による行政パートナー（窓口業務をNPO法人に委託）事業を行うとともに、市民の地域づくり活動の拠点となる郡上市市民協働センターを設置しました。このほか郡上市住民自治基本条例を制定し、自治体運営の基本原則や理念を明らかにし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、議会や行政の責務などの基本ルールを定めました。

また、平成17年度に制定した市民憲章、及び「市の花」、「市の木」の選定に次いで、「市の歌」の制定と「市の魚」について、市民主体の選考委員会により選定しました。また、平成26年3月1日には郡上市合併・市制施行10周年を迎え、ふるさと郡上への愛着を深め、郡上市の自然や文化、観光、産業などの魅力を市内外に発信するため、市のイメージを表し、広く愛されるマスコットキャラクターとして「郡上良良ちゃん」を選定しました。

今後は、市民協働の推進と市民力の更なる向上を図ることが重要な課題です。

3) 地域活性化

地域課題白書の作成と集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業の実施、自治会・公民館等活性化方針の策定などに取り組み、コミュニティの活性化に努めました。人口の減少と高齢化が進展し、地域の活力が低下していく中で、八幡町川合東部地域、白鳥町石徹白地域、明宝地域や和良地域においては、外部からの移住者等を地域おこし協力隊・応援隊として迎え入れ、地域コミュニティの維持や地域コミュニティビジネスの推進に取り組みとともに地域の個々の課題をいち早く解決するための地域振興推進事業を実施し、迅速な対応や解決に努めました。

郡上市市民協働指針を策定し、より市民協働を推進するための団体活動支援事業の実施や団体の自由な発想や手法を活かして、効率的な公共サービスの提供を目指し、市民の視点で課題を設定することによる団体提案型協働事業を実施しました。

現在自治会加入率が90%を超えるものの今後、地域の人口構成や地域ニーズなどが刻々と変化する中で、地域の見守りなど、地域における支え合いの仕組みづくりが重要な課題です。

4) 交流・連携

他自治体との交流に関しては、東京都港区と「商店街友好都市との交流に関する基本協定」、三重県志摩市との「友好都市提携協定」、石川県七尾市と「都市交流に関する覚書」を締結し、様々な交流事業を行いました。このほか、関東地方における郡上市出身者や郡上市愛好者とのネットワークを構築し、ふるさと郡上の情報提供や郡上との絆づくりを深め応援していただくことを目的として「東京郡上人会」を設立しました。今後、連携自治体と行われている交流事業を深化させ、経済や産業などをはじめとした幅広い分野へ効果を波及させることが課題です。

人的・知的資源である大学等教育機関との連携により、郡上市の地域課題の解決につなげるため、岐阜経済大学、岐阜大学、中部学院大学及び同短期大学部と包括連携協定を締結し、これまで市民協働指針策定や福祉未来塾、「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」などに取り組みました。また、この提携3大学以外にも多くの大学等とアドバイザー派遣や共同研究などを行っており、今後も積極的に連携を図るとともに、地域に根差した調査・研究など地域事情に合った取り組みを進める必要があります。

移住推進に関しては、平成20年度に「郡上市交流・移住推進協議会」を設立し、ワンストップの移住相談や県外での移住相談の開催、ホームページや季刊誌での情報発信など、積極的に移住対策に取り組んできた結果、移住や二地域居住される方が増えつつあります。しかし、今後、少子化及び高齢化が急速に進み、人口の減少が避けられないと予想される中、できる限り人口の減少を緩和するためには、これからの郡上市の担い手となる若者世代の定住が重要な課題となります。

そのためには、自然豊かな環境の中で暮らし続けられるよう居住環境の整備や働く場の確保のほか、子育てへの支援など、郡上市に定住したくなるような魅力の創出が必要となります。

5)行政改革

厳しい財政状況が続く中、平成 17 年度を「行政改革元年」と位置付け、平成 18 年 3 月に「行政改革集中プラン」、平成 21 年 3 月に「第一次行政改革大綱」を策定し、事務・事業等の見直しや総合支所方式から本庁支所方式への移行、定員適正化計画に基づく職員数の削減、公の施設の見直しなど、これまで不断の取り組みを続けてきました。

地方交付税特例措置の終了や社会情勢の変化に適切に対応していくため、行政改革大綱の計画期間を 1 年間前倒して平成 30 年度までの指針を示した第二次行政改革大綱を、平成 25 年 3 月に策定しました。今後、大綱の着実な推進と進捗管理を行いつつ、健全な行財政運営や市民サービスの向上を図る取り組みが求められています。

行政改革は単に財政を圧縮することにとらわれず、適正な市民サービスを維持しながら推進していくことが重要です。こうした観点のもと、市民に最も身近な窓口である振興事務所機能は維持しながらも、一方では教育委員会所管の地域教育課を各振興課と統合することで事務の効率化とワンストップサービスを図りました。また、「創る改革」として、市が直営していた郡上ケーブルテレビ事業を、第三セクターとして立ち上げた株郡上ネットを指定管理者として業務委託したことで、民間ノウハウの活用・雇用の発生と職員の定員適正化の両立を図りました。今後は、旧町村時に採用された職員の減少が進むため、地域との関わりが希薄にならないよう、退職職員とも連携・協力しながら、地域に根差した職員の育成を行う必要があります。

6)行財政運営

市は、平成 18 年度決算において「実質公債費比率」が 18%を超えたため、地方債発行に際し県知事の許可が必要となる許可団体となりました。このため、平成 19 年度に『公債費負担適正化計画』を策定し、公債費負担の管理を計画的に行い財政運営の健全化に取り組んできた結果、平成 25 年度決算において実質公債費比率が 16.8%となり、起債許可団体から脱却しました。

市の歳入の約半分を占める地方交付税については、合併後 10 年間は別々の町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下回らないようにする合併算定替による特例措置が行われてきました。この特例措置は、合併 11 年目となる平成 26 年度から平成 30 年度まで、5 年間かけて段階的に縮減されていきます。なお、郡上市に限らず、平成の大合併により誕生した市町村では、面積の拡大により市町村の姿が大きく変化し、従来の交付税算定方式では想定できなかった財政需要が生まれ、国としても合併後の市町村の事情を反映した交付税算定となるように修正を加えています。平成 26 年度からは支所経費、平成 27 年度からは消防署・出張所経費と清掃費、平成 28 年度からは学校給食センター経費、公民館費、健診経費等について段階的な見直しが進められており、普通交付税の一本算定額が当初の想定より増額される見込みです。

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化に対応するため、多くの公共施設や道路などのインフラが集中的に整備されてきました。しかし、これらの施設等の老朽化が進行し一斉に更新時期を迎えようとしている現在、施設等を安全な状態に保ちながら更新にかかる多額の費用をいかに確保していくかが大きな課題となっています。こうした状況は「公共施設の更新問題」といわれ、国のみでなく全国の地方公共団体が共通して抱える大きな課題です。本市においても、一部施設を除き旧町村ごとにそれぞれ整備してきた公共施設のほとんどをそのまま市に継承していることから、大変多くの、あるいは類似した機能をもつ施設が複数存在する状況となっています。その中で、国においてはインフラの老朽化の進行に伴う安全性の確保と、一斉更新等に対応すべく平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定しました。これを受けて、平成26年4月には、総務省から各地方公共団体に対して、全施設を対象として更新・統廃合・長寿命化などを検討し、財政負担の軽減や平準化を図るため「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。本市においては、こうした現状と背景を踏まえ、インフラを含めた公共施設等の中長期的な方向性を示す「郡上市公共施設等総合管理計画」の策定作業に平成27年度から着手しました。